

平成24年4月20日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市一般会計補正予算（第10号））

日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号））

日程第 8 議案第40号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 同意第 2号 上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子

2 番 何川 雅彦

3 番 田中 辰夫

4 番 須崎 光枝

5 番 宮下 昌子

6 番 西本 輝幸

7 番 高橋 健

8 番 小西 涼司

9 番 田中 豊八

10 番 島田 光久

11 番 川口 望

12 番 田中 万里

13 番 北垣 潮

14 番 園田 一博

15 番 窪田 進市

16 番 津留 和子

17 番 桑原 千知

18 番 渡辺 勝也

19 番 田中 勝毅

20 番 猪塚 安親

21 番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	大谷 達巳
建設部長	楠本 金生	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	静谷 正幸
上天草総合病院事務部長	松本 精史	市長公室長兼総務課長	村上 理一
会計管理者	小多 貞利	水道局長	緒方 雅文
財政課長	川端 義孝		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大西 訓	局長補佐	山下 正
参事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

これより平成24年第3回上天草市議会臨時会を開会いたします。

本日は、報道関係者より撮影の申し出がっております。これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、撮影の許可をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

4月の定期異動により、執行部において部長等の異動がっておりますので、ここで御紹介を申し上げます。それぞれあいさつをお願いいたします。

まず、市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） このたびの人事異動で市民生活部長を拝命いたしました大谷でございます。市民生活部門は初めてでございますが、皆様の御指導を仰ぎながら、市民サービスの向上に向け全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。

今回の異動によりまして、水道局長より建設部長の拝命を受けました楠本でございます。議員

の皆様からの御指導、お力添えをいただきながら、上天草市のために全力で尽くしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

4月1日をもちまして健康福祉部長を拝命いたしました静谷と申します。健康福祉部門は幅広い分野でございますので、皆様の御指導を仰ぎながら健康福祉の向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） おはようございます。

同じく、水道局長を拝命いたしました緒方と申します。水道は、市民の皆さんの大切なライフラインでございます。安心できる水を、安定して各御家庭に供給することが一番の使命だと考えております。精いっぱい努めてまいりますので、皆様の御指導、御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、会計課長。

○会計管理者（小多 貞利君） おはようございます。

同じく、4月から会計課長を拝命いたしました小多と申します。会計課職員一同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、財政課長。

○財政課長（川端 義孝君） 皆様、おはようございます。

このたびの人事異動で財政課長を仰せつかりました川端と申します。これから先、皆様方の御指導を仰ぎながら、財政課の職務を全うできるよう、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 最後に、議会事務局長。

○議会事務局長（大西 訓君） このたびの異動によりまして議会事務局長を仰せつかりました、大西と申します。議会がその役割を十分果たせるよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上であいさつが終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番、高橋健君、8番、小西涼司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、4月16日に議会運営委員会が開催され、会期並びに上程議案の審議方法について協議がなされておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

4月16日、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

委員会の検討事項は、専決処分の報告並びにその承認を求めるものについての承認5件、平成24年度上天草市一般会計補正予算（第1号）の議案1件、副市長の選任につき同意を求めることについての同意1件、計7件でございました。

委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

会期は本日1日とし、審議方法につきましては委員会への付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することで決定しました。

また、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについての採決は起立採決によることになりましたので、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 一つだけお尋ねしたいんですけれども、普通の定例会では質疑3回の申し合わせ事項という形になっています。本日の臨時議会は日程も短い間で決定されていますけれども、この申し合わせはどのように進められるかの協議はありましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） この本会議は、基本的には起立採決になっております。それで、委員会でも起立採決か、記名か無記名にするかは話がありましたけれども、基本的には起立採決ということですので、最終的には起立採決に決定いたしました。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 私の質疑はちょっと違うんです。普通の定例会では、申し合わせ事項で質疑は3回までという制限があったんですが、今回は臨時議会だから、その質疑はどういう形で申し合わせされたのか、されないのか、質疑ですね。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） 質疑については、話は何もなかったです。

○10番（島田 光久君） 議長。ということは、どういう形で質疑される予定ですか。

○議長（堀江 隆臣君） お答えします。

今回は臨時議会ですので、委員会付託を省略してあります。ですから、今回の上程案については、所管の委員会の議員さんも発言の許可をしたいと思います。

ただし、質問項目については3項目までとし、同一項目については3回までと会議規則にございますので、その会議規則の遵守をお願いいたします。

島田君。

○10番（島田 光久君） 議長はそう言われるけれども、臨時議会で議案を審議するでしょう。委員会へも付託しないわけだから、中身をしっかり詰めるためには質疑をもうちょっと、3回という規制はしないようにしたらどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 私の判断では、専決処分を含めた今回の案件では同一項目3回までという会議規則の中で十分対応が可能とっております。この会議の座長は私です。私の判断に従っていただきたいと思っております。以上です。

改めてお諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は委員長報告どおり本日1日と決定いたしました。

日程第3 承認第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4 承認第3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第5 承認第4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6 承認第5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市一般会計補正予算（第10号））

日程第7 承認第6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号））

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、承認第2号から日程第7、承認第6号までの専決処分の報告並びにその承認を求めることについての、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 本日の臨時議会に提案いたします議案は、専決処分の報告並びにその

承認を求める議案5件でございます。

その内容は、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定など条例案3件、平成23年度一般会計補正予算第10号など予算案2件でございます。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

まず、承認第2号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

今回提案する議案は、平成24年第1回の臨時議会において、地方公務員法に基づく特別職の非常勤職員を民間企業から採用するため、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したところですが、その後の民間企業との出向者の調整過程において、本市が想定した年齢よりも若い社員を採用することとなり、当該者を4月に採用するためには職名及び報酬額を定めた条例を改めて改正する必要性が生じたことから、平成24年3月24日付で専決処分したものでございます。

改正箇所は議案にありますとおり、職名で農林水産特別専門員月額38万円を、農林水産専門員月額19万円に改めるものです。

提案の理由といたしましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、その承認を経る必要がありますので、提案するものでございます。

これが提案理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第3号及び承認第4号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われております。

そこで、別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります条文、条項の変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（大谷 達巳君） それでは、主な改正点を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布、また地方税及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴うものです。

内容としましては、上天草市税条例第36条の2においては、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

附則第10条の2につきましては、公共下水道を使用する者が設置した除害施設については課税標準額を4分の3とするものです。

4ページをお開きください。

附則第12条第2項は、宅地等に対して課する固定資産税の特例について定めたものです。内容としましては、これまで住宅用地には宅地等調整固定資産税額を当該年度分の課税標準となるべき価格に10分の8を乗じて固定資産税額を課税していた特例を削除したものでございます。

附則第21条の2については、特定移行一般社団法人等が受ける固定資産税等の非課税措置についての提出等について定めたものです。

5ページをお開きください。

附則第22条の2については、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について定めたもので、居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失し、当該家屋の敷地の用に供することができなくなった個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地、または当該土地の上に存する権利を居住の用に供さなくなった以後3年間を、今回7年間に期間の延長をすると定めたものです。

6ページをお開きください。

附則第23条第2項につきましては、東日本大震災によって被災を受けたことにより、家屋を居住の用に供することができなくなったもののうち、その居住の用にできなくなった日から平成25年12月31日までの間に住宅の取得等をし、居住の用に供した家屋に係る住宅借入金等を有することになる者については、以前の家屋等に係る住宅借入金等特別控除と再取得住宅に係る住宅借入金等特別控除がそれぞれの適用年が重複する場合には、その適用年において重複して適用することができることを定めたものです。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでありますが、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は平成26年1月1日から施行することとなっております。

経過措置については説明を省略させていただきます。

提案理由としましては、地方税法の一部を改正する法律の制定及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条

第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例です。

内容としましては、上天草市税条例附則第22条の2の改正内容と同じでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

提案理由としましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただき、御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第5号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

平成23年度上天草市一般会計補正予算第10号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第2号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第10号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ3億3,326万円を追加し、予算総額を187億9,033万7,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許費につきましては、翌年度の繰越しとして40款商工費10項商工費の前島地区護岸補修事業2,800万円を設定しております。

第3表地方債の補正につきましては、地方債発行額確定により災害復旧事業債、過疎対策事業債ほか3事業債含め500万円を減額補正しております。

8ページから、歳入予算といたしまして10款市税1,125万6,000円の増額は、年度末実績に基づく見込みによる増額でございます。

15款地方譲与税142万2,000円の減額は譲与税交付額決定によるもの、10項自動車重量譲与税63万1,000円の減、15項地方道路譲与税1,000円の増、及び25項地方揮発油譲与税79万2,000円の減額を計上しております。

20款利子割交付金337万8,000円の減額、22款配当割交付金138万8,000円の増額、24款株式等譲渡所得割交付金24万5,000円の減額、25款地方消費税交付金294万円の増額、35款自動車取得税交付金716万1,000円の減額につきましては、各交付金の交付額の決定によるものでござ

います。

4 5 款地方交付税3億2,530万8,000円は、特別交付税の交付決定による増額を計上しております。

5 0 款交通安全対策特別交付金13万9,000円は、交通安全対策特別交付金の交付決定による減額を計上しております。

8 0 款寄附金790万円は、水産業費寄附金440万円、ふるさと応援寄附金350万円の増額を計上しております。

9 5 款諸収入農林業費雑入181万3,000円の増額を計上しております。

9 9 款市債500万円の減額につきましては、地方債発行額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算としましては7 0 款諸支出金350万円、ふるさと応援基金積立金の増額を計上しております。

7 5 款予備費3億2,976万円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由としまして、特別交付税及び各種交付金等の確定に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定により専決処分し、同条第3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第6 号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書1 3 ページをお願いします。

承認第6 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定により、別冊補正予算書のとおり3 月2 9 日付で専決処分をいたしましたので、同条第3 項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものです。

別冊補正予算書国保2 1 ページをお願いいたします。

専決第3 号、平成2 3 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第4 号は、第1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ701万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億8,148万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

2 5 ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしまして、1 0 款国民健康保険税1,393万9,000円の増額は、一般被保険者の滞納繰越分419万5,000円と、退職被保険者の現年度分などの974万4,000円の増額であります。

続きまして、2 5 款国庫支出金1,803万8,000円の増額は、1 0 項国庫負担金5,591万8,000円の増額と、1 5 項国庫補助金3,788万円の減額によるものです。国庫負担金につきましては、医療給付費等の負担金の現年度分の確定による5,653万8,000円の増額が主なものです。国庫補助金につきましては、財政調整交付金3,789万4,000円の減額が主なものです。

続きまして、3 5 款療養給付費交付金は、退職被保険者等の療養給付に係る交付金の4,131万

6,000円の増額であります。

続きまして、55款繰入金財政調整基金8,000万円の減額であります。これは国庫負担金の増額と、一般被保険者医療給付費が当初見込みの伸び率を下回る見込みのため、基金の取り崩しを減額しております。

26ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、歳入予算の組み替えに伴う財源充当の変更を行っております。

55款予備費につきましては、歳入歳出の調整のための701万8,000円の減額でございます。

以上が、国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正予算の概要でございます。

提案理由は、国民健康保険に係る療養給付費交付金等の確定に伴い、予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが議案を提出する理由であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、承認第2号について質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 農林水産専門員の件ですが、前回の議会では農林水産特別専門員ということで会議にかけられ、それを議会で認めたものでありますけれども、今回どういうわけで農林水産専門員になったのか、そこら辺の情報交換あるいは情報収集というのは的確に行われていたのか、そこを確認します。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 24年2月の臨時議会において、その当時リクルートのほうからは候補者が推薦されておりました。私どももそれ相当の世代の人をということでぐるなびのほうにもお願いしていたところでございますが、企業の人的調整の過程においてまだ若い人が出向ということになりました。私どもも、もっと経験のある人をということでお願いしておりましたが、結局は25歳の方が来られまして、今、条例でいう特別専門員38万円では一般職員と調整がとれないというところで職名と報酬額を改正したところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 園田君。

○14番（園田 一博君） 今の説明で、報酬月額は当然、年齢によってそうでしょうが、しかし上天草市が望んだ人員配置等についても若干の狂いが生じたのではないかと、私はそう危惧するわけですが、そこら辺は大丈夫ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） まず、私たちが特別職を採用するに当たり、企業のノウハウとかスキルを職員に伝承してもらおうというところでありました。年齢相応の方については年

年齢相応のスキルもありますし、企画力とかあると思います。今回25歳の方なんですけど、その人については、結構現場も動いておられて、生産者と企業といいますか、消費者、消費団体、レストラン等のマッチングを大分経験されておられるところであると聞いているところがございます。そういうところに力を入れていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 園田君。

○14番（園田 一博君） 今の説明で大体わかりますが、今後こういうことがないように、事前にそういう調整というか、しっかりやっていただかないと、これからの上天草市の運営についてこういうことがたびたび出てくると思いますので、そういう間違いがないようにお願いします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） ただいまの説明によって若い人で25歳ということですが、この方はぐるなびに入社されて何年を経験されているのか、まずその1点をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 3年だそうです。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 先ほど園田議員も質問で言われておりましたが、当初の目的は民間企業のノウハウを上天草市にということで、こういった専門員を導入するということだったと思います。経験3年ということであれば、まだまだそういった企業のノウハウを上天草市に持ってくるというところまでいかないのではないかと、私は思っております。

そうであれば、上天草市在住の若者にもっとこういった場を与えて、公募でもして意欲のある若者を雇用したほうが地元の雇用のためになるのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議員が発言されることは十分理解できますが、今回そういうことで、当初民間からの専門員をとということで考えておりました。

しかしながら、そういうことで、結果として25歳の方ということでございますが、その方においては、先ほど言いました生産者と飲食店等のマッチング等を大分されているというところがございます。私ども上天草市にとってどういうメリットがあるかということでは、今、生産者のほうに消費者はこういう製品を望んでおられるんですよとか、レストラン等についてはこういう品物を望んでおられるんですよというような、生産者と消費者のマッチングの機会をやっているというところがございます。

その御意見は十分わかりますが、若い人にはまた若い人の仕事量というのがあるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も、前のお二人の質問と同じような内容だったんですが、若い社員の方に変わられたということで、当初民間企業から採用するという事で大きな期待をされていたと思うんですけども、それが経験年数3年の若い方ということであれば、なかなかそこまで期待どおりに動いていただけるのかどうかという不安が私にもあります。

この方は4月から既に採用されていると思います。もう4月中旬を過ぎましたけれども、現在どのようなことをされているのか。

それと、ぐるなびという会社からの採用ですが、ぐるなびという会社がどこかにあって、そこから来られたんだと思いますけれども、上天草市内の方ではないと思いますので、どこから来られたのか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○市長公室長兼総務課長（村上 理一君） ただいまの質問の件でございますけれども、ぐるなびからお一人、25歳の方でございますが、出身は東京ということで聞いておまして、ぐるなびの本社から上天草市においでいただいております。詳しい業務の内容につきましては経済振興部のほうが把握していると思いますので、お願いをしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 経験年数は現在3年と申しますけれども、私も農林水産課長等といろいろ話をしました中で、内容についてはレベルが高いと思います。今の状況からしてみると、生産者であったり、東京都内とか各県をいろいろ回っておりまして、レストランとかホテル等の接触も非常に多うございますので、上天草市のブランドとかいろいろな物産等については彼に任せても非常に効果が出ると、私は信じております。

以上でございます。

○5番（宮下 昌子君） 現在どういう業務をされているのか、ということです。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 業務内容としましては、生産者とか、ホテルとかレストランあたりと交渉をしながら市の産品を使っていただくとか、農林水産省の補助金等にもつながっていくような状況で動いていると。ブランド推進室のほうの産品も今開発しておりますけれども、そちらのほうの販売促進のほうにも出かけているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 部長も先ほど言われましたが、生産者の皆さんとかホテル、レストランなどの現場に出ていかれるということで、今後それがどういう形で、業績といいますか成績といいますか、今年度中にどんな形でできればいいなという期待といいますか、そういうことを思っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、業務として地域の皆さん方、生産者の方とかいろいろな

企業とかも回っておられます。その中で、今後私たち、先ほども申し上げましたけれども、上天草市で生産している産品等を、とにかく市内の学校とかレストラン、いろいろなところで使っていただく。市外のほうにも、そういう上天草市の産品やブランド品をつなぐ。

それと、先ほども申しました、国のいろいろな補助金等も地元で反映させていただくというような業務をしていきますので、今後、上天草市にはいろいろなメリットが出てくるかと思っております。そこも含めたところで頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 先ほど新宅議員も言われましたが、今、上天草市内でも若い人たちの雇用がなかなかなくて、失業というか、非正規で働いている人たち、就職を探しておられる人たちもたくさんいますので、私としても市内の若い人たちに働く場所を提供するといいますか、そういうのがいいのではないかなとも思います。

ただ、こういうことで決まっておりますので、これは2年間ということでしたね。今後はやはり、その2年間でどういう成果が上がるのかということをも注目したいと思いますが、経験年数がまだ3年ということだけでも民間としてのすばらしいノウハウがあるということでしたら、ぜひともそれを生かしていただいて、また同じところで働く職員の皆さんがそのノウハウを自分たちのものにしていただいて、自分たちの市を自分たちでつくり上げていくということに発展していけばいいかなというふうに思いますが、ぜひそういうことを期待したいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 1月の臨時議会だと思っておりますけれども、ブランド戦略特別職として、民間から優秀な人材を受け入れると。それがこの特別職の目的だったと、私は思うんですよ。上天草市の農産物の加工開発、付加価値をつけたり、オリジナルブランド化を進めたり。今、6次産業化を進めるために上天草市の加工施設をやっているけれども、なかなか効果が見えてこないから、それを一気に6次産業として推し進めるために民間の知恵をかりようということで、ぐるなびから1名を雇用されるという形で提案されたかと思うんですよ。

それが、今の説明では、当初の目的の人材に該当者がいなかったと。だったら全国公募して、それなりのノウハウのある人を民間から募集すべきと私は思いますが、どうしてそういうことをしなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） この件、私も交渉に入っておりますから、少しばかり発言させていただきたいと思っております。

ぐるなび側と折衝の中で、当初は30代か40代という方をお願いしていたところですが、ぐるなびという会社の組織が40代以上はほぼ役員クラスということが後々わかってまいりました。そういった中で、私どもはやはり30代、40代ということをお願いしていたんですけれ

ども、契約担当の専務だったかと思いますが、どうしてもこの人を推薦したいということでございました。私たちも、一たん手を引こうかとも考えましたが、ぐるなび側がどうしても、優秀な職員であるから、絶対上天草市にとっていい人材であるという太鼓判がありました。それと、若い職員である分、ぐるなび本社を挙げてこの職員をサポートして全社的に取り組むという確約が得られておりますので、そういった中で、今回賃金を下げた上で採用という形をとっていただきました。

皆様方の御心配なところは私も十分感じているところでございますが、本人も結果が出るように今一生懸命やっておりますので、どうか御理解を賜ればというふうに思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ぐるなびという会社がどういう会社か、私は余り詳しくはわからないんですけども、3年ぐらい前ですか、ぐるなびに委託したでしょう。あの当時の予算で800万円から1,000万円近くぐるなびに委託して、商品と観光も含めてそういう戦略をされた時期があったと思うんですよ。だから、本当にぐるなびの人材が、上天草市が今進めようとしている6次産業化のためになるのか、市民の税金をしっかりと使うんだから、どうしてもそこに不安があるんですよ。だから、先ほどの繰り返しになるんですけども、民間のノウハウを持った本当に優秀な人材を全国公募して入れたほうがまだ結果を出せると、私は思うんですよ。

ちょっと聞きますけれども、特別職を入れたでしょう。2年間する。私もその人を全然知らないし、例えば、私はこういう形で上天草市の6次産業化をしていきますというレポートか何か、執行部はとったりされたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） レポートと言われましたけれども、私は本人からとってはおりません。しかし、採用した以上は、市長も言われたとおり結果を出していただきたい。本人だけではなくして企業全体でもサポートしていくということでございますので、今、採用して約20日でございますが、今後に期待しております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 期待とかイメージだけではだめなんですよ。仮にその人を採用したなら、2年間の数値目標を立てられて、せめてそれに近づくような仕事をしてもらわないと困るんですよ。

私が前回質疑したとき、市長は言われました。特別職を入れたら、しっかり数値目標を立てて2年間しっかりやりますと私に答弁されたと思うんですけども、市長、そういう指導をされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 最後になりますけれども、よろしいですか。

市長。

○市長（川端 祐樹君） せんだって、経済振興戦略会議の結果を踏まえまして、経済振興部の

管理職を集めたところで話をいたしました。上天草市は、観光と6次産業化を中心として経済を立て直す。その中で、具体的な金額は10年間で100億円上げるという話をいたしました。つまり観光、6次産業化、それぞれで50億円程度の上積みができるように取り組んでいただきたいと、そういう指示をいたしております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 12番、田中です。

今、いろいろな質疑が出ておりますが、まず初めに、今回の上程の理由というのは、38万円だったのを19万円にします、それを認めてくださいと。その過程においてなぜ19万円になったかは今述べられたとおりでと思います。

今、いろいろと出ておりますが、私が1点お尋ねしたいのは、25歳だったので19万円にしました。これはほかの職員とのいろいろな基準に合わせてこの金額にしたということでございますが、私の考えは、逆に言えば25歳でも仕事ができる人であれば38万円与えて、その38万円、年間600万円くらい与えたといいたします。その600万円が1,000万円、2,000万円、3,000万円になってこの上天草市に効果があらわれるようなことをすれば、我々議会としてもそれは効果として認めざるを得ません。ただ単に年が若いからといって、19万円に落としました、ほかの職員との差をつけないためですというようなことを言われておりますが、この職員は今後、25歳でほかの職員にノウハウを教えないといけないんでしょう。人に教えるということはそれなりの人徳や、あるいは何かのオーラと言えおかしですが、そういうのがなければ人はついていけないと思うんですよ。その部分について、この人に何かそういうのがあったから今回来てもらって、またぐるなびの専務でしたか、常務でしたかが推薦したと、今、市長も言われました。

前回、我々はこの点、外部から雇うことについては賛同しました。今回は給与のことです。島田議員も言われたように、1年後にまた、前回雇用した人がどういう働きをしたかをここで質問いたしたいと思います。

先ほど農林水産省のほうといろいろ、補助金等にも強いというようなことを経済振興部長が言われましたが、この方の得意分野というのは、例えば業者さんとの交渉なのか、それともそういう企画立案をすることなのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 先ほど市長が言われましたけれども、会社の中でも本人をサポートすると言われてました。本人のレベルとしても、企画立案もできますし、いろいろな交渉もできるというような状況です。私たちも、市長も含めたところでいろいろな話し合いをした中で、2年間のうちに結果を上げていただければ、来てもらった意味が何もないということも申し上げましたので、年は若くてもそちらのほうは、知識とか立案、交渉についてはできると、私は信じております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） それならば、年をとっているから成功者になるとも私は思いませんし、年が若いから失敗するとも思いません。それなら、担当課の部長なり課長なりがこの方に、議会でここまで議論されているから、あなたも本当に力を発揮して、そして議会で言われたことを見返すように頑張ってくれというようなことを言って、数字で一番わかりやすいのは、この方に補助金とかそういう企画立案をさせて、1年後にこの方がどれくらい、例えばそういうところからお金を上天草市に引っ張ってきて、そのお金でどれだけ市民に影響を与えたか、その影響を与えたことで市民の、商店や1次産業の人たちにどういう効果があらわれたかを1年後に数字で、金額は数字であらわせますが、その辺の具体的な成果を報告できるように、これからも準備をしていってください。それがこの方の役目だと私は思いますし、職員もこれからそういうことをしっかりとやっていかなければならないと思いますので、その点は要望としてとらえていてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、議員が言われましたことについては、私がきょう答弁したことについては本人も聞いていると思いますので、1年間にわたって、いろいろな面で数字が出て、上天草市の地域に浸透するような状況で仕事をしてまいりますので、その結果については1年後、また皆さん方及び常任委員会の中で報告をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

島田君。

○10番（島田 光久君） 今ずっと、いろいろ議論をされてきたんですけども、この上天草市の6次産業をしっかりと担っていくためには、やはり全国公募されて、給与に見合う人材を掘り起こしてきたほうが、効果はつながってくると私は思います。

だから、私はこの案件には反対です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号について質疑はありませんか。

12番、田中万里君。

○12番(田中 万里君) 今、起立採決になりましたが、ちょっと整理しますと、今の案件は給与を下げることに對してでしょう。この上程は給与を下げることに對してであって、この方を採用するかしないかは前回の議会で議論をしているんですよ。ですから、今の内容はちょっと違うのではないかと私は思うんですよ。給与を下げることに賛成か――。

○議長(堀江 隆臣君) 田中議員、田中議員のおっしゃることはもっともだと思いますが、そういう判断をされる議員さんがおられるのも事実です。ですから、ここはそういう判断をされた議員さんにある程度理解を示して、そういう採決の方法をとらせていただいたということになりますので、御理解をお願いいたします。

○12番(田中 万里君) 1点よろしいですか。

それならば、この金額に對しての賛成、反対を議長が我々に問わなければ、我々は、この方を採用する、しないは前回したのに、賛成討論も何も言えなくなるんですよ。

○議長(堀江 隆臣君) これは専決処分ですので、専決した結果を承認するかどうかの議案なんですよ。ですから、私に金額をどうこうするのを提案する権限はございません。ですから、議会としては専決した結果を承認するかどうかの判断の場ですから、いろいろな理由があつてこの専決を認めないという方がおられても、それはそれで仕方ないと思います。

○12番(田中 万里君) わかりました。

○議長(堀江 隆臣君) 納得いかなかったと思いますが、後でまたお話をさせていただきたいと思ひますので、よろしく御願ひいたします。

それでは、会議を続けます。

承認第3号について質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番(島田 光久君) ちょっとお尋ねします。

今度の専決、この改正は税の値上げになっていると思うんですよ。住宅とか固定資産税ですね。どれくらい該当世帯があるのか。そして、どれくらいの税収につながるのか。もちろん、税収につながることは負担にもつながるわけですけども、まずその辺をお尋ねしたいと思ひます。

○議長(堀江 隆臣君) 市民生活部長。

○市民生活部長(大谷 達巳君) ただいまの御質問にお答えいたします。

21年度から23年度におきましての数値を参考にいたしましてはじき出しておりますので、そちらのほうをお答えいたしたいと思ひます。

まず、納税義務者数につきましては、2,451人が一応対象になるだろうというところで見込んでおります。また、全体の増額分につきましては、額的に62万5,000円と試算をしたところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、2,451名いて、全体で625件が該当するわけですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 2,451人の納税義務者が出てまいります。その2,451人に対しての、全体の増額見込み額としまして62万5,000円ということでございます。1人当たりの増額分といたしましては、255円程度の増額になるだろうということで試算をしたところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ちょっと理解しづらいんですが、2,451名対象者がいて、税の増額は62万5,000円、総額で62万5,000円の増ですか。

○市民生活部長（大谷 達巳君） そうです。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今、国の施策を見ても、ほとんど値上げの議論をされています。前回の議会でも介護保険、後期高齢者、そして市民税、値上げ改正されています。それで、今回は固定資産税の値上げです。上天草市は今、皆さんやはり所得が相当下がってきています。税負担は物すごく敏感なんですよね。だから、理解を得るためには、どうしても行政側がしっかりと予算削減の努力をしないとイケないと、私は思うんですよね。

どうしても市民に負担を求める税改正なんですけれども、市長、その辺は何かありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回の改正は、国会において地方税法の一部を改正する法律が制定されたことに伴う改正でございますので、私どもといたしましては、それに粛々と従わざるを得ないというところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

島田君。

○10番（島田 光久君） たびたびするなという人もいっぱいいるんですが、私はどうしても理解できないものですから、どうしても賛成はできないんですよ。先ほど言ったように税は負担、本当に、みんな毎日四苦八苦しておられるんですよ。年金から税を払っていらっしゃるんですよ。だから、簡単に税の値上げを認めるのはいかなものかと私は思うんですよ。せめて、

行政内の改革を進めながら負担をお願いするような、両輪みたいな形でしていかないと、市民の理解は得られないんですよ。予定歳入が年間62万5,000円で、大した金額ではないでしょう。だったら、別に急いで改正しなくてもいいのではないですか。

そういう理由で反対です。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、承認第4号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ終わります。

承認第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

次に、承認第5号について質疑はございませんか。

19番、田中君。

○19番（田中 勝毅君） 14ページですか、先ほど部長のほうから説明があつてわかったんですが、けさ差しかえをやっていきますよね。何でこういうことをするんですかね。これは23年度の予算だから、3月にでもすると私は思っていたんですよ。そのとき、経済振興部長にちょっと話はしましたが、今回出たのは単に忘れていたんですか。どうして今回、けさ急に出した

んですか。その理由を。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員から御指摘のとおり、私も指示はしてはしておりましたが、これについては本当に私たちの、農林水産課の不徳のいたすところでございます。私たちもこれは絶対に上げておかなければならない金額でございます、皆様方に本当に御迷惑をかけましたけれども、これはミスでございます。お許しをいただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○19番（田中 勝毅君） これはもう既に済んでいることですから、次の24年度は当初予算にでも上げてきちんとしておかないと、またこういうことがあるかもしれません。その点はよろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 肝に銘じまして、今後こういうことがないように行いたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 19番、田中君。

○19番（田中 勝毅君） これは済んだことですので、そう言いたくはありませんが、下の樋島漁協損失補償に伴う弁済の契約金ですね、120万円。このことについてちょっとお尋ねしたいんですが、わかっているでしょう。これは雑入で入った分ですね。この名目は桑原千知さんでやるということで、私たちは承認をしました。それは間違いはないですか。どうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 最後の質問ですが、よろしいですか。
経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この120万円につきましては、平成23年8月の弁済契約に基づきまして、債務者から120万円の入金をしていただきましたということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 最初からお尋ねしたいと思っております。一般会計補正予算第10号です。これは、月曜日に議運を諮られたから全議員に配られて、議員さんみんな、4、5日これをしっかり読み込んで勉強をしていらっしゃいました。ところが、けさ来て初めて、600万円くらいの計上漏れがあったと。恐らく、議場に入ってから見られた方がほとんどだと思うんですよ。田中議員が今言われたように、12月末に歳入は入っているわけだから、当然3月議会に入るべきと私は思っていたんですよ。そして担当課にも聞いたら、あと1回補正がありますから、そのときにまとめて入れますという話をされていたから、それならまあいいかという感じで、歳入は入っているという確認はしたんですよ。

今度これが配られてきて、どこを見てもそれが載っていないから、これは歳入に上げなくていいんですかと、私は総務企画部長に電話したんです。そうでしたよね。それで課内会議をされて、

その予算に計上しないとイケないということで、議会が始まるけさ、差しかえをされたんですよ。これは専決で、3月29日に専決されているんですよ。議会を開くいとまがないときにするのが専決だと、私はそう理解しているんですが、きょう議会が開かれるなら、これは専決にして、修正補正をかけたらいいいのではないですか。私の言うことが間違いだったら、答弁してください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 庁内でいろいろ論議をいたしました。第10号でいくのか、改めて第11号補正を提案するのかということで検討しておりました。しかし、先週月曜日に議運もあっております。議運のある前にもう4月になっておりますので、そういう操作はできないというところで、大変申しわけありませんが第10号の補正で差しかえをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 10番、島田君。

○10番（島田 光久君） そうしたら、これは専決ではなくなりますよね。今議会で専決の差しかえをする。3月29日に専決したものをきょう、ここで差しかえをしたわけでしょう。議会が開かれるこの日にです。大体、おかしいんですよ。もしするなら、前の日にでも配って、こういう差しかえをしますと議員さんに配付するのが当然ではないんですか。今までにも言葉じりの違いとか、ちょっとした計算ミスがあったとかの差しかえはありましたよ。予算に入っていなかったこと自体がおかしいんですから。そうなるでしょう。私の言うことに何かおかしい点がありますか。もう一回答弁してください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） お答えいたします。

先ほど経済振興部長が申されたとおり、やはり事務的なミスだったということで経済振興部長が認めておりますので、そういうことで、私も庁内で検討して、早速配付するべきだったかと思いますが、大変申しわけありませんけれども議会の冒頭に差しかえさせていただきたいということで考えていて、事務的にそういう判断をしたところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） だから、基本的に執行部でこういう事務的ミスがあってはイケないんですよ。

まあ、それは置いといて、私はなぜ計上されないのだろうかと。例えば2年前、樋島漁協の債務弁済1,500万円、当時の総務企画部長と建設部長が現金で返済に持って行かれたでしょう。帰りに領収書を持ってこられた。それが雑入に入れていない。現に今も農水で領収書を保管されている。今回も漁協の返済金だから、農水で置いといていいのかな、それもちょっとおかしいけれどもという思いがあったんですよ。だから、入れなくていいんですかと電話したんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 質疑をお願いします。

○10番（島田 光久君） では、今のはもういいです。次に行きます。

先ほど田中議員が質疑されていましたが、12月末に120万円の弁済契約金が払われていると思うんですけども、先ほど桑原議員本人の支払いがあったと答弁されたんですが、本人の名前で振り込みがされたんですか。その辺はどうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 最後の質問になりますが、よろしいですか。

○10番（島田 光久君） これは、まだ1回目ではないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） わかりました。

○10番（島田 光久君） だから、本人名義で振り込まれているのか。話を聞くと、何か違う名義人で振り込まれているという話も聞きます。これは雑入に入っています。しっかり答弁してください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、平成23年8月の弁済契約に基づきまして、債務者から120万円の入金がございました。この詳細に当たりましては個人情報でございますので、御勘弁をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、個人名は言わなくてもいいです。違う名義で振り込みされているかいないかの確認はどうですか。それを聞いているんですよ。これはまだ1回目ですね。

○議長（堀江 隆臣君） いや、2回目です。

○10番（島田 光久君） 私は、違う名義人で払われているかの確認をしているんですよ。それはどうなっているのかと。確認されているでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁を求めてください。

○10番（島田 光久君） いや、まだ2回目だから。

例えば、本人が払うべきお金が他人名義で振り込みされていたら、これはおかしいことだから――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、あなたの言い分はわかりますが、質疑ですから、執行部に対して質問を行って、そして答弁を求めてください。今は、あなたの言い分をずっと繰り返していますよ。質疑は、あなたの言い分を言う場ではないですよ。質問をして、答弁を求めるところです。あなたの言い分があるんだったら一般質問で行ってください。

○10番（島田 光久君） では、正確に答えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これは先ほども申し上げましたけれども、その金額について入らないということであれば指摘も必要だと思いますけれども、これについては弁済契約に基づきまして、債務者からの入金があったということでございますので、入っていないのなら指摘をいただかなければなりませんけれども、入金があったことに関しては一切間違いはないということで、私は説明をさせていただきたいと思います。

○10番（島田 光久君） 議長、私が聞いたことに答えていませんので、答弁させてください。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員が今おっしゃっているのは、要は弁済の義務があるのは債務者とその保証人ですよね。ですから、どなたの名前であったかというのを多分言われていると思うんですよ。それに対してどうなんだという答弁が必要だと私は思います。

経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これにつきましては債務者に匹敵する方ということで、個人情報でございますので、そこは御勘弁いただきたいとします。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、どうぞ。

○10番（島田 光久君） 今の答弁を聞いていると債務者に匹敵する方と、ほかに債務者がいるんですか。3,800万円の損失補償を執行する前に、議会が確認作業をしたでしょう。債務者がいて、保証人がいて、資産証明だったり所得証明、印鑑証明だったり、もろもろの必要な証明を確認して、恐らく特別委員会の委員長と議長が確認されて、書類が全部そろったと認めたから、漁信基に3,800万円の支払弁償をしているでしょう。それ以外に、債務者に見合うような人がいるんですか。もうちょっとはっきり言ってください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これにつきましても、顧問弁護士に相談をしてお支払いをしたということでございますので、法律等に触れるようなこともしておりませんし、弁護士にも相談をした結果でございますので、そこについてだれとか何とかということよりも、金額が入ったことで御理解をいただきたいとします。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 先ほど島田議員から、特別委員会の委員長ということで名指しで言われましたので、私から質問をさせていただきたいとします。

8月に議長と特別委員長の私で、その契約書を最終的に確認いたしました。そのときは、毎年12月末に120万円、合計1,000万円を桑原千知氏が支払うということでありました。そして、保証人を2人つける。前建設部長と大道漁協組合長、この2人でありました。

今の答弁であると、債務者に見合うような人ということであるならば、債務者桑原千知氏ではないと推測されます。それならば、ここにその契約書の写しを提出していただきたいとします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） その件につきましては、平成23年8月の弁済計画内容については議長、委員長に報告をして、見ていただいて、確認をいたしたような状況でございます。

その後については、弁護士の先生をお願いをして、法律には触れていないというようなことも含めまして、そこでさせていただいたというようなことでございます。しかし、この件についてはまた個人情報でございますので、ここで皆さん方にお見せするわけにはいきません。そこは御勘弁をいただきたいとします。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 私たちは、そのとき書類を確認した人間ですよ、議長と私と。では、その後で弁護士と相談して改ざんしたんですか。法律に違反しないからと言って。それはおかしいですよ。もしそれが通るんだったら、私はきょう退席しますよ。もう審議になりません。これは審議に値しません。私は、全議員の付託を受けてその書類を確認しろと言われたんですよ。そして私たちは確認して、資産証明まで全部確認しました。正しい解決方法だったかどうかはわかりません。しかしながら、組合長として責任を感じて1,000万円を支払うという文面の中で、私たちは苦渋の選択をして賛成をしたんですよ。何でそれを。

では、私に見せてください。あのとき見せたではないですか。その後に改ざんしたんですか。出せないんだったら、私はきょう退席します。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、新宅議員が言われたことにつきましては、改ざんとか何とか一切しておりません。これについてはもう、私としましては、今の状況からしてみると御理解を得るしかないと思います。

以上でございます。（「私は帰ります」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） それぞれに意見が出ておりますが、契約書の改ざんとかそういうものは当然ないだろうと、これは信じて疑いません。しかし、保証人というものは債務者と同等なんですね。どういう形であれ年間120万円ですか、向こう10年間払っていければそれでいいのではないかと。保証人は、これは当然債務者なんです。そこらは個人情報があって言えないというのを無理やり言わせる必要もないし、年々入ってこないのであれば問題がありますが、毎年毎年入ってくるなら、それで別にいいのではないですか。私はそう思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長、答弁はございませんか。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 済みません、私が申し上げるのが足りなかったと思いますけれども、連帯債務者ということの併約を行いました。私のほうは、前回の全員協議会でも皆さん方にこれを申し上げたと考えておりましたけれども、この連帯債務者との契約を済ませたということで、その連帯債務者のことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、どうぞ。

○10番（島田 光久君） 連帯債務者を追加したんですか。桑原議員だったものを、もう1人追加したんですか。それを聞いているんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 連帯債務者を1人追加ということで弁護士に聞いてみましたところ、それは可能だということで連帯債務者を追加したということになります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君、どうぞ。

○10番（島田 光久君） だから、議会で決めたことでしょう。それを変更するなら、新宅議

員が言ったように、議会に報告する義務があるでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、それは議会に報告する義務ではないんです。執行部の執行権について、議会にはその権限はございません。ただし、あれは議会と執行部が一体となって解決しようと言った中の全員協議会の中で、昨年12月の中で議会に対しては報告がっております。それは私も記憶しております。それには全議員が出席した会議でした。それは記憶しております。

○10番（島田 光久君） だから、議会が確認作業をして執行して、議長と委員長に付託したでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） ですから、去年12月の全員協議会は全議員出席のもとに、執行部からその報告がありました。それは私も記憶しております。ですから、その案件は全議員が耳に入っているはずで。今回は債務者と連帯債務者の関係です。ということは、法的には債務者であろうと連帯債務者であろうと、どなたであろうと、こちらから請求できる形にはなっております。ですから、だれから入金があったかを今問題にする権限は我々にはありません。これは本当です。

ですから、執行部としては、行政としてはリスクがあるかどうかを弁護士に相談に行かれたわけです。弁護士と相談の結果、この件に関して行政側にとってメリットはあってもリスクはないという返答をもらってきたので、そういう形をとっているという報告を私は受けました。ですから、私は申し上げておきます。

○10番（島田 光久君） でも、当初の契約から契約を変えているわけでしょう。違うんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 契約内容は、連帯債務者が1人ふえたということですね。ですから、その件については12月の全員協議会の中で全議員に報告してあります。それは全議員の皆さんが聞いているはずで。

○10番（島田 光久君） いや、知りません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、ここは専決処分です。ですから、その言い分が――。

○10番（島田 光久君） もういいです。話にならないから、私はもう退席します。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今、我々も議会改革を進めている中で、執行部と議会が話が合わないとかで退席が続出するという事は、これはすごく不名誉なことではないかと思うんですよ。

1点。私は川口議員と同じ会派で、今論点整理をやっていたんですが、我々が知らないことがいっぱい飛び交って、今の執行部の答弁と島田議員、新宅議員の質問では、要するに桑原千知さん以外のだれかが振り込んできた。だから、これは違うのではないかというようなことを質問されていると思うんですよ。これは本来、桑原千知さんが毎年そうやって支払いますということで議会が認めたはずなのに違う人から振り込まれたから、違うのではないかと。それに匹敵する人が振り込んできたので、法的には何の問題もございませんと執行部が言いましたが、その過程の

中で、では債務者に匹敵する人は保証人である大道漁協の、毛利さんという方、それと――。

○議長（堀江 隆臣君） 個人名は控えてください。個人情報に関することです。

○12番（田中 万里君） これは、先ほど名前を出されたから、やはり言うべきことではないかと思います。先ほどの質問でこれは出ているんですよ。そういう2名の方、さっき出ているでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） いや、その発言は訂正してください。

○12番（田中 万里君） 済みません。では、今名前が出たのは――。

○議長（堀江 隆臣君） とにかく、個人を特定できる表現は避けてください。

○12番（田中 万里君） はい。ただ、先ほどからの質問を聞いていると、もう既に個人が特定されるんですよ。これはだれかというのがすごくわかる。オブラートに包んだような質問と答弁が繰り返されているから、我々はここで聞いていて意味が全然わからない部分がございます。

それと、前回上げなかったのはミスですということ、今回経済振興部長が言われました。そもそも、この振り込みというのは会計課にあるはずなんです。会計課が確認して、だれだれさんからこういう振り込みがありましたと担当部に報告するんでしょう。そういう処理をするのは会計課ではないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 田中議員、会計課の処理ではあるんですが、どなたから入金されたかというのは本当に個人情報に関することですので、どの執行部の方も多分それはお答えできないと思います。

○12番（田中 万里君） では、次の点にいきます。

個人情報に関することであるならば、前回も我々の特別委員会の中で個人情報に関することですので名前は言えませんということで、全然前進しませんでした。しかし、その中で、議員がその特別委員会の中で論じたことを外部に漏らさないというような条件のもとに説明を受けたんですよ。それならば、暫時休憩してでもだれが振り込んだか、先ほどから質問が出ているけれども個人情報でここで言えないのであれば、そういうのを我々に、そこを明確に示すべきではないかと私は思います。そうしないと、先ほどのように退席する人たちが続出したりすることで、この判断というのができなくなる可能性が出ます。よろしくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） わかりました。とにかく個人情報については、公の会議では避けなければなりませんので、そこは申し上げることはできないと思います。

ただ、今お二人の議員さんが退場されて混乱を来した状況でございますので、ここは暫時休憩をとりまして、その契約というか連帯保証人に対しての内容をもう一度御説明して、御判断をお願いしたいと思います。

どうぞ、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 私の名前が出ましたので――。

私は、この問題に関しては本当に、前々回の議会でも冒頭で、一般質問の前段の中で申し上げ

たように皆さん方に大変申しわけないということで、おわびを申し上げましたいきさつがございます。しかし、まだいろいろな部分が残っている中で、やはり今後こういうことが起きる可能性は私自身も思っておりました。

ただ、議員の皆さんに一つ。同じ議員として考えたとき、私の名前を出す段階で1人もそれを感じなかったのかという気持ちを、私はあえて言いたいですよ。選挙をしている立場の人間が1円たりとも寄附行為はできないということを踏まえたとき、特別委員会で私がどうのこうのという話が出る時点で、桑原が寄附行為をすれば、これはすぐ議員をやめなければいけないだろうという意見が出なかつたらどうかと、私はそのときに言いたかったんです。

ただ、私は執行部にも言いましたけれども、いろいろな問題が出るにしても、法的に絶対問題がないような形でしていただかなければ、結果として、したことに対して結果が悪かったら、これだけ皆さん方に、特に執行部の皆さん方には痛みを感じさせて、負担をしていただいた経緯がある中で、その点、法的な部分を常に考えた中で方向性、結果を出していただきたいということを、私は執行部にしきりに申し上げたわけでございます。

言いたいのは、私自身が払う分について、本当に実行できない、支払いが不可能ということになれば、それこそ私も約束した手前この席にもいられないだろうし、自分自身の責任のもとで、自分の身は自分で治めるという気持ちはございますので、最終的に市民の皆さんに私がこれ以上迷惑をかけることはないような形で必ず、契約書に基づいた中で、法的にしっかりした中で実行していくという思いでございますので、その点を十分踏まえて考えていただければと思っております。ひとつ、よろしくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで、暫時休憩いたします。再開を12時といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時58分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） この一般会計の補正ですけれども、先ほどからいろいろ出ておりましたが、傍聴に来ておられる方たちもよくわからないのではないかと思います。

14ページの寄附金のところですが、前にいただいていた議案書には総務費寄附金ということでふるさと応援寄附金350万円がありましたので、私はこの内容を聞こうかと思っておりましたけれども、けさ差しかえていただいた分には寄附金とか雑入とかいろいろ、たくさん入っていますので、その辺をもう少し詳しく。例えば樋島漁協損失補償寄附金240万円、水産振興事業に対する寄附金200万円、ふるさと応援寄附金350万円、それと諸収入、120万円の件はわかりましたが、樋島漁協損失補償金61万3,000円はどういう寄附金なのかというのを、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 14ページの440万円のうち240万円のところでございます。この件については、以前から会合のたびに皆さん方に報告をしておりました。漁業関係者からの申し出がありまして、100万円の寄附をされました。また、市の職員7名からの申し出がありまして、140万円が寄附されました。

それと、水産振興事業に対する寄附金ということで200万円ございます。これは、大道漁港の池の浦の船揚げ場の整備工事に対して、地元の大道漁協から寄附の申し出がありまして、200万円が寄附されますということでございます。

それと、諸収入の雑入でございますけれども、雑入に関しては61万3,000円でございます。そこに関しては樋島損失補償の債権が上天草市に移ったために、返済金が市に入金されたということが61万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、このそれぞれの寄附金の入金の時期というのはいつだったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 私のほうもきょうは持ってきておりませんが、これは全額年度内に入っております。しかし、水産振興事業に対する寄附金、この200万円に関しては大道漁協よりの寄附をされるというようなことがありまして、年度内に100万円の金額が入っております。あと100万円については年度内の出納閉鎖までのうちには寄附をいたしますということで寄附の申込書等もいただきましたし、納付書についても差し上げております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 今のところ資料は持ち合わせていらっしゃらないと思いますが、はっきりした日付はわからないけれども年度内に入っているということですよ。それと、水産振興事業に対する寄附金は、100万円は入っているけれどもあとの100万円はまだ入っていないということですよ。こういう予算の執行の仕方でいいんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これについては、寄附をなされますということで私たちは調定を切りました。出納閉鎖が5月末でございますので、その年度、5月末までに入れば未納金にはならないということで、大道漁協のほうからも、そういうことで5月の出納閉鎖までには必ず寄附させていただきますということで約束をいただいておりますので、これは間違いのないと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 12ページの地方揮発油譲与税、これが79万2,000円減額補正されておりますけれども、流れとして国から来る金がこれだけ減ったということでしょう。この部分というのは軽油の免税の関係の税ということで理解していいんですか。

それと、これは一般のといいですか、トラックの運送業の部分と漁船漁業の部分があると思うんですけれども、この部分に対しては国からは振り分けていないということで、合計で、一緒に含んだ金額ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 答弁させていただきます。

12ページの地方揮発油譲与税ですが、これは俗に言うガソリン税でございます、ガソリン1リットルにつき5.2円の税がかけられておりまして、その税が地方の道路の延長とかそういうところを勘案されて各地方自治体のほうに配分されるという税、譲与税でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 桑原君。

○17番（桑原 千知君） ガソリンのほうですね。軽油のほうだったらもうちょっと踏み込んで質問したいと思いましたが、ガソリンなら結構でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 1点お尋ねしたいんですが、今回、前島地区の護岸整備について予算が上がっております。これについて詳しくお尋ねしたいんですが、これは以前も質疑で質問いたしましたが、あまくさ村がもう数年前から進めている事業に関係する――。

○議長（堀江 隆臣君） 一般会計なので、議案が違います。

○12番（田中 万里君） では、次にお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私は、この専決第2号について承認できないという立場で討論したいと思っております。

なぜかと言いますと、実はこの差しかえということをごさいただきました。それで、先ほど私は、いつ入金になったのかということをお聞きしましたが、明確なお答えはありませんでした。3月議会の前なのか、後なのか。3月議会の前であれば、当然3月議会に出されるべきものであったと思うし、それ以降であったにしても、この専決第2号というものは平成24年3月29日に専決するというので、市長名で専決されております。私は、けさ差しかえということには納得いきません。これは議員の指摘で気づかれたと思いますが、こういう失態があったということであれば、もう一度補正をやり直すべきではないかというふうに思います。議会を軽んじておられるのではないかというふうに思いますので、私はこのことに関しては承認することができませ

ん。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成の討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

次に、承認第6号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認とすることに決定いたしました。

日程第8 議案第40号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第8、議案第40号、平成24年度上天草市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成24年度上天草市一般会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、前島地区総合開発の護岸整備促進を図るものと、荒木浜排水機場の修繕など、経済性、緊急性の高い事業を行うための予算を追加するものでございます。

詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○**総務企画部長（杉田 省吾君）** 議案第40号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第1号について御説明いたします。

予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条で歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出の予算総額を152億4,900万円と定めるものでございます。

2ページで、歳入予算としまして、90款繰越金2,700万円は前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算について説明いたします。

35款農林水産業費400万円は、荒木浜排水機場の修繕費の増額でございます。

40款商工費2,300万円は、松島町前島地区開発事業に伴う護岸補修工事の増額です。

以上が、補正予算の概要でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしく願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○**12番（田中 万里君）** ただいま説明がございました商工費の中の前島地区護岸補修工事についてお尋ねいたします。

先ほど途中まで申し上げましたけれども、これは前島地区、あまくさ村が数年前よりここに進出をして、上天草市の地域経済発展を願っていろいろ計画をしておりました。現在の事業計画というのはどうなっておりますか。今回この工事をすることによって、次のステップとしてはどのような計画になっているのかをお尋ねいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** 護岸の工事費の補正でございます。この工事費につきましては平成23年の9月補正で工事費2,000万円、ボーリング調査費、測量設計費を計上させていただきました。ボーリング調査を実施しましたところ、皆さん方にも申し上げましたとおり、非常に軟弱な地盤であると判明しまして、工事費を800万円増額の上、繰越明許の手続きをとらせていただきました。ただ、3月補正に説明をしました2,800万円の工事につきましては、矢板の設置から基礎工までの部分で2,800万円の工事費がかかると申し上げました。

今回、早期に事業の進捗を図るために上部工の工事をあわせて発注し、年内の工事完了を目指していくということで、現在2,300万円の補正をお願いしております。同時に施工をすることによりまして、経費の軽減がなされます。作業につきましても、一括施工としたほうが、工程がス

ムーズにいきます。今回の護岸整備を経て企業進出を促進させたい、条件の整備を整えたいという考え方でおります。藍の村の観光株式会社の社長、会長とも協議をしました。前島リゾート計画については、また後日全員協議会等を設けまして、会長、社長等、皆さん方にも詳細についての説明をさせていただきたいと考えております。

今回、施工に当たりまして、前島地区の護岸につきましては一般海岸でございますので、市の一般財産によるものでしか工事ができません。市の所有の有効活用、前島を核とした観光整備の観点からも、早急に事業を進めていきたいと考えております。

それと、前島地区につきましては自然公園の第3種の特別区域でありますので、一つ一つの事柄を進めていく上で環境省との調整が必要でございます。協議の時間も含めまして取り組みを急ぎたいということで、今回お願いをしました。今後につきましても、この前、経済振興部も含めまして関係する課、財政課、総務課、監理課、企画政策課等の職員の皆さん方とも協議をして、そういう、なるべくいろいろな面で経済効果が上がるようなことを早く進めてまいろうということで協議をしました。

その前に3月の常任委員会の中で、経済建設常任委員会の皆さん方にもこの件を申し上げたところ、この件については経済効果があるので、なるべく早く護岸の整備をして、いろいろな企業の進出を図るようにとのことをごさしましたので、今回2,300万円を補正させていただいたという形でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 前回、2,800万円ですか、執行いたしました。その入札等はもう行われているのかという点と、経費を軽減するため同時にしたほうがいだろうということで今回また新たに計上いたしました。ということは、もし前回の入札がもう行われているのならば、その業者が継続してとるようなことになりかねないのではないかと思いますよ、経費を軽減するためというのであれば。

同時に、今の答弁によりますと、これは前島リゾート開発のその部分を含んだ手前の工事ということでございます。前島リゾート開発の事業の中では、護岸に栈橋等をつくって、例えば上天草市の旅客船とかをされている多くの業者さんが利用されるような計画にもなっております。では、その栈橋をつくった際に、それに耐え得る設計になっているのか、その部分をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 第1回目の入札、底盤の入札はしておりません。先ほど申し上げましたとおり、あわせてすることによりまして経費が削減できるというようなことで、含めたところであわせて入札を行っていきたいというところでございます。

それと、今、栈橋とか船着き場もございますけれども、そこにつきましては今の行政の中でもいろいろな担当部署がございます。その中で、早急にするためには自分たちの持ち場について

どのようなことで進めていけばいいのかということは今、各部署で検討しておりますし、あまくさ村さん、藍の村さんの件についても近いうちにすり合わせをして、大体事業計画はなされておりますけれども、行政の事業計画と会社が考えておられる事業計画というのはなかなか、微妙にマッチしないところもございますので、そこも含めたところで協議をしていくということで、各担当部署ともこの前協議をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 今のことに関連ですが、この前島開発は計画が上がってからもう既に6年以上経過している。我々も、とにかく上天草の経済浮揚のためにこの事業は大変重要な事業だと認識しておりますが、確かに公園法とかいろいろあるでしょうけれども、それにしても物事が進むのが遅過ぎると、私は感じます。観光立市を掲げて、市長も先ほど言われたけれども、6次産業化を目指して本当にやる気があるんだったら、もっとスピードアップしないといけない。本当に、A列車もへったくれも、チャンスを逃してしまいますよ。このままいって、そのうちできるだろうではもう遅い。

そういうことで、全力を挙げて進むようお願いをして、終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第40号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 同意第2号 上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第9、同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて

御説明申し上げます。

上天草市副市長に次のものを選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所が、上天草市龍ヶ岳町大道983番地7。氏名、尾上徳廣。生年月日、昭和27年11月8日。

提案理由といたしまして、上天草市副市長を選任するには、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、須崎君。

○4番（須崎 光枝君） 3月議会に、財政難を理由に議員定数削減がされたばかり。このような状況下で、なぜ今、副市長なのか。副市長を任命すると財源が必要となります。市議会定数削減は一体何だったのでしょうか。認識をお伺いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 確かに、人件費はふえることになりはしますが、ただ、上天草市全般を考えた上で行政執行上、内政、外政ともうまく機能するため、そして議会と執行部の連携を密にする上において、今の時期に副市長を設置させていただきたいという判断に立っております。

これまで行財政改革を中心として、私も先頭に立って取り組んできたというふうに思っておりますけれども、今後は市民の最も切なる願いである経済の立て直し、生活基盤の整備に向けて軸足を移していかなければいけないと判断しているところでございます。そういった中で、やはり外政を重視した形をとらせていただければと存じております。

一方で、内政問題といたしまして松島庁舎の24年度中における完成、また今後姫戸統括支所の建設、樋島漁協損失補償問題の全面解決、望薩峠二間戸地区等の国道266号整備、その他もろもろの重要案件がまだあります。そういったことを、副市長を中心といたしまして早期に解決、あるいは推進していければというふうに考えております。

また、3月11日に起こりました大震災において、私どもの自治体をどうやって、防災の観点から対策をとるかという観点でいきますと、現在のところ副市長不在ということで、もしも私自身が業務遂行不能となった場合、災害対策本部等の運営が滞る可能性もございます。

そういったことを総合的にかんがみまして、今の段階で副市長を設置させていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございますか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） まずもって、基本的なことからお伺いいたします。

上天草市における副市長の役割といいますか立つ位置、どういう立場になるのか。それと、先ほどありましたとおり月額幾らになるのか。総額、年間で幾らになるのか。また、退職金はあるのか。さらに、副市長になった場合の任期は何年であるかをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 副市長の役割については、地方自治法第167条にあるとおり、副市長は市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担当する事務を監督し、市長の職務を代理するものとし、市長の権限に属する事務の一部について委任を受け、その事務を執行する旨の規定がなされております。

私自身、副市長に委任する内容といたしましては、内政を中心としたことを考えております。内容については先ほどと重複いたしますので、省略させていただきたいと存じます。

また、給与については月額59万7,000円でございます。退職金についても、退職手当組合条例に基づいて700万円弱ほどの退職金が支給される予定でございます。これは4年間の計算でございます。任期は4年ということになりますが、その点については、また改めて考えたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○12番（田中 万里君） 第167条はわかりますけれども、副市長となりますと町の助役とは若干違う。私も少し勉強したんですが、専門的な分野として、場合によっては市民会議の長とかそういうのがうたわれているようでございます。市長が提案されるだけありますので、そのところ自分の構想なり、どういう立ち位置といいますか、どういうところの立場で頑張っていたか、重点的などころ、それをよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 私自身、年間約450回ほどのイベント、会議等がございます。まず、私が出られないそれらの3割ぐらいに出席していただき、一方で市の重点事業である松島庁舎問題、あるいは姫戸支所の関係の解決に陣頭指揮をとっていただきたいと思いますと考えております。

また、指名の関係もございますけれども、これらはこれまでどおり、より公平性、透明性を持った運営が望まれるのではないかとこのように考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

宮下君。

○5番（宮下 昌子君） この副市長の人事案件ですけれども、実は私のところにもたくさんの方から電話があったり、直接話を聞いたり、いろいろあります。

それで、ここに提案されている方御本人の個人的なことに関してここでとやかく言うことはありませんが、御本人がいろいろあいさつ回りをされていまして、住民の皆さんも早くから御存じでした。

それで、私はこの副市長のことについては、御本人からお電話があったときに初めて知って驚

いたわけですが、私としては6月の定例議会で提案されるのかなというふうに思っておりました。この臨時議会を招集して緊急に提案されたわけですが、この緊急にされたことに関しての理由。それと、先ほど住民からいろいろ電話があつたりすると言いましたが、今回住民の方から市に対して陳情という形で申し入れ書を出しますというお話を聞きました。それが届いているのかどうかということ、それに関して住民に対しての答えとといいますか、それはどういうふうにするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、臨時議会招集については、6月議会ということも考えておりましたけれども、24年度も始まっておりますのでできるだけ速やかに、早い段階で入れさせていただきたいという私自身の一心の思いでございます。どうか御理解いただければというふうに存じます。

また、陳情書についてはおととい総務課に、失礼いたしました。きのう、市民の方から上がってきております。内容については、副市長を設置するのは反対という趣旨の内容だと存じております。それについては住民監査とかそういった部類のものではございませんので、今のところは、こちらから何か逆にお答えする立場にはないと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 今回、臨時議会に緊急に提案されたという市長の説明が今ありましたが、副市長については、いずれは必要になってくるのではないかなというふうに私も思っておりましたが、住民の方からの陳情とかにもありますように、やはり財政的なことを考えれば今の時期に、というのを少し考えました。

それで、今度臨時議会を開いて提案されたわけですがけれども、私たち議員はもちろん、住民の方たちにも、もう少し余裕とといいますか、考える余裕というのがあったほうがよかったのではないかなと思っておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 副市長についてはあくまでも議会で承認いただくものでございますので、皆様方にどうか御賛同賜ればというふうに考えているところでございます。対市民についての説明については、後々また果たさせていただければと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 市長にお尋ねします。

副市長の人事案件で、今度尾上氏を副市長に指名されているんですけれども、副市長を採用した場合、市民にどういう効果が出るのか。

先ほど副市長の人事、後でお聞きしたいんですが、これは恐らく1,000万円以上になると思うんですよ。4年間で4,000万円とか、そういう部類のお金になると私は思います。大切な市民の税です。副市長をした場合、やはりそれだけ市民の血税を使って人事をされるわけです。上天草

市にとってどういう効果があるのか、市民のためにどういう効果が出るのか。大切な税です。だから、しっかり、きめ細やかに、市長が思い当たるところを教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず私自身が、出張の関係、あるいは他団体との会議等で不在のケースがかなりあります。そういった中で、庁舎内に副市長が常駐するというのであれば、市民の皆様からの多くの意見をその場で聴取することが可能だというふうに思います。

また、最も大事なものは議員の皆様とのかかわりでありましてけれども、皆様との距離はより近くなるというふうに思いますし、そのことが翻っては市民のいろいろな方々の意見を吸収することにつながるのではないかと考えております。最大の効果というのは恐らくそういうことだろうと思いますし、また職員の側でも、私が不在のため決裁が滞る、あるいは意思決定ができないという場面も多々あっております。副市長がいれば、その辺の決裁、あるいはある程度の意思決定ができますので、そういったことで市政運営がさらに加速するのではないかとというふうに期待しているところでございます。

また、財政面の問題は、これまで職員を100人以上、25%以上減らしておりますから、そういった中で現場の機能が滞る場面も出てきております。副市長の陣頭指揮のもと、速やかな決断、速やかな指示がなされれば、より人員減に対する手当てができるのではないかと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 市長は、出張が年間400回とかすごく多くて、不在のときが多いと。まさか遊び回っているわけではないんでしょうけれども、ちょっと出張が多いと私は思うんですよ、市民の目線はそうです。市長の仕事はトップセールスと、外に向けていく姿勢を強調されます。そして、副市長を置くことで今度は内政を担ってもらおうという認識なんですけれども、市民はトップセールスしてほしいとは思っていないんですよ。市長を指名したのは、しっかり上天草にいて、いろいろな行政の仕事をしっかり進めてほしいと願っていると、私は思うんですよ。例えば、今度副市長をしたら議員の皆様と近くなる、市民の意見が吸い上げられてそういう効果も出てくるのではないかとという考えでありますけれども、議員の皆様と近くなるということは、裏返すと、言葉を変えるとなれ合い体質が発生することにつながるんです。市民の大切な税なんですよ。私は市民に説明する義務があるんです。だから、もうちょっと踏み込んで。

私が今言ったことに対して何か御意見があったら、それをちょっと聞きたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、訂正をお願いしたいと思います。

450件という数字が出ておりますけれども、これは出張ではございません。現在私が出席を求められる会議やイベントが年間約450件ございます。会議、あるいはイベントとして御理解をいただきたいと思います。そして、その3割、約135件が日程の都合上調整がつかず、部長

の代理出席または欠席となっているところでございます。

今回の人事案についてはいろいろなお考えがあるかと思えますけれども、総合的に考えて、今のタイミングで市にとって必要ではないかと、そういう判断に立たせていただいております。どうか御理解いただければと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今回副市長に尾上氏を指名された。では、どういうところがよくて、どういうところを期待されて尾上氏を指名されているのか。市民が聞いていますから、わかりやすく、かみ砕いたことで説明を求めたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、尾上氏についてはこれまで、最後は建設部長として役所に長く従事いただきました。その中で、長い行政経験がおありでございます。当然、法律、あるいはいろいろな事務遂行についての能力もたけていらっしゃいます。また、人間として大変責任感の強い、また調整能力にたけた方でいらっしゃいますから、多くの方々の意見を聴取して、それを関係各所に指示する、そういうことが速やかに行われております。私も、これまで二、三年一緒に仕事をさせていただいておりますけれども、その中でも現場での統率力、また事務の執行能力、非常に高いものというふうに評価しているところでございます。

また、職員からも慕われておりまして、私からしたら、大変人の心がわかる、そういった方ではないかと思っております。職員のいろいろな悩みを聞いたり、あるいは職員と和気あいあいとしていたり、そういう明るい雰囲気がある方でもありますから、ぜひ庁舎内を、また職員を統括して頑張っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 何点かお尋ねします。

まず、市長が今回尾上氏を提案された理由として、議会と執行部とのつながりと経済の立て直し、また松島庁舎問題、姫戸庁舎問題、樋島漁協損失問題、それと望薩峠、東日本大震災を受けて上天草市においてのそういう際に市民が苦しまないようにするため、その点を言われました。

もともと建設部長という職を辞して、今回このようなことになりましたが、私も尾上氏にはこれまで、ここで議論をしたことも何度もございます。私はこれまで一般質問で、ここで質問した中で、一本算定になった場合にどうするのかという点で一番影響が出るのは建設部、あなたたちですよということを強く言った記憶がございます。その中で、今からこれだけ削減するのに、どうやって市民の要望にこたえるんですかというような中で尾上氏が言われたのが、もう単独事業ではなかなか難しくなるので、国、県からの事業をどうにかして持ってきて、それで市民の要望にこたえたいというようなことを言われておりました。

その部分で市長が、例えば、今後そういう、市民の要望にこたえられない部分が出てくる際に、この副市長ならば今まで土木畑でいろいろやってきたので、そういう補助金等を獲得して、少し

でも市民の要望にこたえるために、それも含めて今度副市長になってほしいというような思いや、それと、我々会派みらいではこれまで数年かけて条件付き一般競争入札というのを導入するべきである、それが業者さんたちの公平な仕事の量になるというようなことを訴えてきました。これは早急にやってくださいというようなことも述べてきました。私は、この部分にも副市長に何らかの権限を与えてやっていただきたいという思いがございます。

まず、その辺の考えをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 尾上さんの経歴から言うと、インフラを中心とした仕事をされておりましたので、冒頭に申されました補助金の獲得、交付金の獲得については、私も一緒になって二人三脚でさせていただければというふうに思っております。

また、副市長は指名委員会の委員長に就任いたします。そういった関係で、責任を持って透明性のある市政運営のあり方を模索していただきたいと考えております。電子入札も導入いたしましたし、条件付きの一般競争入札、これについても試験的に導入ということで進めておりますから、より責任を持って進めていけるのではないかと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○12番（田中 万里君） それと同時に、市長の補佐というようなことを先ほど市長も言われました。ということは、市長に足りない部分をこの副市長というのは担っていかなくてはならないと思います。

正直申し上げまして、市長と尾上氏とはタイプが全然違います。市長はどちらかと言えばインテリタイプですが、尾上氏は非常に泥臭い部分がある。私は、市長に足りない部分というのは、これは言われれば市長は腹が立つかもしれませんが、もっと職員の能力を引き出すべきではないかと思えます。この上天草市の職員の中には、すごくいい企画力があって、行動力がある職員がたくさんおります。しかしながら、その職員たちがまだまだやる気を出せない部分が非常に高いと思えます。この副市長というのは、そういう足りない部分で職員を育てて、やる気を出させる、そういう方向にも力を注ぐべきではないかと思えます。

それと同時に、月額59万7,000円、これにボーナス等があって年間1,000万円近くになるかと思えます。先ほどから出ているように、これだけの市民の税を使うというようなことになっております。それに対しては、この副市長がなったことでこういう効果が出たというのを、我々が質問した際には答えられるように、やはり常日ごろからやっておくべきではないかと考えております。

もう1点が、今回上程されるに当たって、我々には調査権というのがございます。副市長に尾上氏を任命するというようなことで、一般質問でも日ごろの質疑でも同じですけれども、その議案に対していろいろな角度から調査をして、ここで判断をするのが我々の役目です。その中で、実を言うと我々会派では尾上氏とお話というか、心境も聞いてまいりました。これは隠す必要もないし、我々にはその権利があるので本人と、なぜ、どういう思いで今回の話をのんでこういうふうにするのかというのを聞きました。個人的なこともいろいろ聞いて、これまで建設部長とし

て取り組んできたこと、そして業者とのいろいろなことも聞きました。その中で、やはり今から先、執行部と業者との関係、これは先ほど言われたようにガラス張りにして、はっきりわかるようにしなければならないと私は思います。その部分はガラス張りにする気持ちがあつて、副市長を今回提案されたのか、もう一度市長にお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 3点ばかり御質問だと思います。

まず一つが、私にない部分を大変持っていらっしゃる。これが一番のポイントというか、尾上氏に副市長をお願いしたいという部分でございます。私自身、力のなさを日々痛感しております。そういった中で、ああいった人間力のある方がいらっしゃることによって、職員も安心感を持って仕事ができるのではないかなと思っております。

また、賃金についても見合うように仕事をしなければいけないし、これは私を含めて全職員共通の課題であるというふうに思っております。

そして、三つ目の業界との関係でございますけれども、これらも御指摘のように、当然ながら透明性を持って運営しなければいけないし、そのための具体的な政策を考えるべき時期に来ていると我々も判断しているところでございます。そういったことを中心としてやっていただきながら、より透明性のある市政運営をぜひ行いたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 最後の質問になりますので、申し上げます。

今回の人事案というのは、議員にとって非常に重たい判断、決断をすることに至ります。これは、全員協議会の中で園田議員も言われたのと同じです。

それと、先ほど宮下議員が言われたように、副市長の任免に関する申し入れ書というような文書が執行部に届いたと同時に、私どものほうにも届きました。100名近くの方の名前が連名で書いてあります。これはきのう、私のほうにも届いて、後ろに名前が書いてなかったもので、こういう文書が届くと、うちの家内はすべて破棄します。しかしながら、川口議員より電話があつて、中に連名で書いてあるというようなことで、そういう申し入れがありました。

私は、今回の副市長人事について、私なりにいろいろな方と、私の後援会長初め応援して下さった方に、なぜ今こういう考えでいるかというのを述べてきたいきさつがございます。そして、この中に書いてある方ともお話をいたしました。我々議員がこういう重い決断をするというのを、やはり市長を初め執行部というのはしっかりと受けとめて、今後の市政運営に取り組んでいただきたいという思いでおります。

市長、その部分について、何らかの答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 私も、副市長がいることによっていろいろなアドバイスをいただきながら、当然、これまで以上に市政運営に当たらせていただきたいというふうに考えております。もし御賛同を賜れば、これから執行部一丸となつて、また一つの核を得た形で業務を遂行で

できればと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 先ほど全協の席でも発言させていただきましたが、ただいま田中議員が申すとおりであって、我々は進退をかけた決断をします。

ですから、全協でも言いましたように、市長にとっては指名権者として指名責任が当然つきまといまいますから、副市長が誕生しましたら市長、副市長のコンビを、本当に成果が出るように全力でやっていただきたい。これは、私たちも市長も同じ立場だと思います。そういう決断をしますので、市長にはくれぐれもそれをお願いして、終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁はいいですか。

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私は、良識のある議員の皆さん方に御賛同をいただくために反対討論を行います。

きょうに至るまで、市民の皆様初め市の職員、また私たち議会に対して動揺といいますか、何があったんだというような環境になりました。聞かれた人は何でと、正規の退職であれば驚くこともなかったかもしれませんが、3月末のちょっと前にやめられたような形で、何だろうか、議会に出られるのだろうかとか、どうされたんだろうとか、いろいろなうわさが出た環境の中で、皆さんに非常な迷惑をかけたのは事実だろうと思います。

それと、この上天草市の市長に次ぐ顔になられる方、そういう人を、この時間のない臨時議会ですべきなのか。私は、ここに大きな問題があると思います。今までに副市長がおられた中で、急病とか事故等で亡くなられた場合だったら臨時議会もまあいいかなと、自分なりには考えます。しかしながら、7年間なかった中で、初めての副市長の案でございます。これを、ほかの議案とともに日にちのない、時間のない議会をもって提案をされるのはどうかなと。市民の皆さん方も、私たちもなかなか、そうたくさんの方々にこれをお知らせすることもできませんでしたし、なかなか自分も判断に苦しんでいる状況であります。皆さんの付託を得て、議員としてここに立っているわけですから、自分なりにどちらかの判断をしなければと、一身をかけてやっているつもりでおります。

そういう意味で、せめて6月の定例会まで待てなかったのか、これが執行部に対する私の不満であり、そういう理由を持って反対討論を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、ほかに討論はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 私は、反対の立場で討論をいたします。

上天草市が誕生してから8年ほどたちます。そして、市長が在任されて5年目ですね。5年間、副市長を設けられなかった。就任当時から行財政改革、リバイバルプランのもと、人件費の削減とか、相当改革されてこられた。

そして、きょう、ことしの施政方針を朝から見てみました。すると、徹底した行財政改革をさらに進める、最小限の経費で最大の効果を上げるんだと。これはすばらしい市長の思いだと私は思うんですよ。こういうところは、私も市長とまるっきり一緒なんです。

今、上天草市は毎年人口が減り続けているんです。所得もどんどん下がってきている。皆さん、その苦しい中で、年金の中からしっかり税金を納められているんですよ。市民の血税であるこの税金を使って、今の時点で副市長人事、本当に必要なのか。私は、市民に説明できないんです。市長もまだ若いんだから、外交、今までどおりトップセールスをされて結構だと思うんですよ。部課長がいっぱいいるでしょう。それぞれ責任を担ってもらって、しっかり行政運営していくのが、今の上天草市の姿ではないかと私は思うんですよ。市民は皆、若き市長に今それを一番期待しているんですよ。

確かに、多忙で忙しいと思います。外に出る機会も多いし、庁舎をあけることも多いと思います。市民の大切な税だから、私は今回の副市長人事に反対であります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も、反対の立場で討論をいたします。

先ほど質疑もいたしました。今、この時期に人事案件ということで、私たち議会は、3月議会において議員定数を4名減らしました。その理由としては、やはり市民の皆さんにアンケートをとりましたが、市民の皆さんの声が多かったということと、財政的な面が大きかったと思います。それで、私たち議員はみずから削ったわけですが、この副市長の人事案に対しても、たくさんの市民の皆さんの御意見が私のところにも寄せられました。短期間ではありましたが、私もいろいろ考えました。それで、今の段階での副市長人事については、やはり財政的なことから言っても、せつかく議会で議員定数を削減したその一方で今度は副市長人事ということであれば、私たちがここでこれを決意するということに対しても、市民の皆さんから理解を得られないと思います。

それと、先ほど市長の答弁の中に、合併後職員を120名ですか、大幅に減らしてきたということで、副市長を置けば職員が減ってきたことにも速やかな対応ができるという答弁があったと思いますが、私は、それは違うと思います。現場で働ける職員をふやすべきではないかというふうに思います。

一番の理由は、先ほど陳情とかも出ておりますが、今の時期に副市長人事ということであれば、

市民には到底受け入れられないことではないかというふうに思いますので、私はこの案件に関して反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございますか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 十人十色、それぞれ顔も違う、考えも違うことも事実です。しかし、今日まで5年間、本当に夕張の予備軍だったこの上天草市を、若いからこそできたんだろうと、決して身内びいきで言っているわけではございませんが、よくやってきたなということで、私は感銘もしているし、また先般の3月議会でも、私は副市長の選任をなささいという質問をした一人でございます。

議会報告会でも、やはり我々は市民の方からそういうことも言われているし、宮下議員の市民の方々からこういう意見が出ているということもわかりますが、3万3,000人の市民が異口同音に言うのであればそれはわかりますけれども、やはり十人十色で合縁奇縁もありましようし、満場一致でいうことは、だれがなってもありえないというふうに私はとらえております。

確かに、財政も厳しいと言いましたが、夕張の予備軍を脱却したこの事実は、やはり認めてあげなければいけないし、また同時に、副市長を置くことによって、より以上の上天草市の発展が二人三脚でやっていただけるものと、私は確信をしているわけでございます。

やはり、市長もこういうふうに出張が多かったりすれば、果たして本当に上天草市を市民の目線の中で観察ができるのだろうかということを危惧する部分があったものですから、先般の一般質問でもあえて私は申し上げてきたつもりでございます。

そういう意味で、これは賛成、反対の討論をしても、当然、合縁奇縁、ひいきびいきというものもございましょうし、あとは何回言っても堂々めぐりだろうと思いますから、採決でもしていただいて、その結果を出せばいいのではなかろうかと、私はかように思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論ございますか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私は合併について当初、合併すれば龍ヶ岳町が寂れると。名前は上天草市だけれども、本当は大矢野市ということで、反対をしてきました。そして、その当時島田議員をかついで、選挙をしたわけであります。

前回の一般質問で言いましたけれども、上天草循環バスというのが大矢野と松島だけということで、何でできないのかと。本当に皆さんが龍ヶ岳町は置いていかれるという思いでおられますし、今回副市長を龍ヶ岳町から選任されるということは大変感謝しているところでもあります。

また、だれかがついてるとか、そういううわさもいろいろありますけれども、うわさはうわさであって、議員がきちんと見ていけばいいのではないかと考えております。

市長は民主党嫌いで、現在、陳情とかに全然来られません。よその市長とか副市長はいっぱい来て、予算も獲得していかれるんですが、彼なら民主党にも予算の陳情に来て、上天草市のため

によくなるのではないかと思います。彼の泥臭さを買って、この上天草市のためになるということで、私は賛成します。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論ございますか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） まず結論から述べますが、私も賛成討論をいたします。

先ほどから申し上げているように、今回の人事案について我々会派みらいでは、きょうに至るまで本当に悩みに悩んだ末の決断をいたすことを、まず初めに、市長初め執行部に申し上げます。

先ほど申し上げたように、今回このように多くの市民の方から申し入れもあっております。その中には、私を支援した方もおられます。そういう点を踏まえて、なぜ賛成するか、なぜ今副市長が必要なのか。

まず、メリットについて私が述べたいのは、先ほど申し上げたように、今後一本算定になったときに、この上天草市における単独工事というのはほとんどできなくなることが予測されます。これは、私以上に執行部の方がそれを認識されていると思います。その反面、市民からの要望はますます高くなると思います。これは土木工事だけではなく、ほかの業種にも同じです。今後市民の要望にこたえていくためには、行政がもっとリーダーシップをとって、職員のやる気を出さなくてはなりません。そういう点も含めて、アウトソーシング等も考えて実施されていくのではないかと思います。私は、尾上氏という人間をこの何年か見てきて、武将で言えば豊臣秀吉みたいな人間で、人たらしと言ってもおかしくないように、人の心をつかんでうまくやる気を出させる、そういう能力もあると考えております。

それと同時にデメリットの点で、いろいろと指名権、あるいは人事権、そういう点もございしますが、その部分は先ほど市長が約束をしたように、透明性があって、市民から批判を受けないようにやっていただきたい、やってもらえるものだと思っております。そして、私ども会派みらいが訴えてきた条件付き一般競争入札、これを導入して、選挙で勝った、負けたではなくて市民、住んでいる人たちが本当に納得するような、そういう仕事のあり方というのも同時に考えていただきたいと、そのように思っております。

今回賛成することによって、私もいろいろと市民に説明責任を果たさなくてはならないと思いますが、それは我々の使命ですので、しっかり果たしていきたいと思っております。

それと同時に、今、我々は議会改革を行っております。その中で私は、自分の意思表示というのはこの場で明確にするべきであると、ずっと訴えてまいりました。今回黙っていれば、自分が今まで述べてきたことはうそになりますので、今回自分の意思表示としてここで述べさせていただき、そして会派みらいとしては、副市長が誕生した後には1,000万円以上の仕事をして、市長と同様に市民が本当に幸せになるような働きをしていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論ございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、日程第9、同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件に同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

したがいまして、同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについては同意とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年第3回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時09分